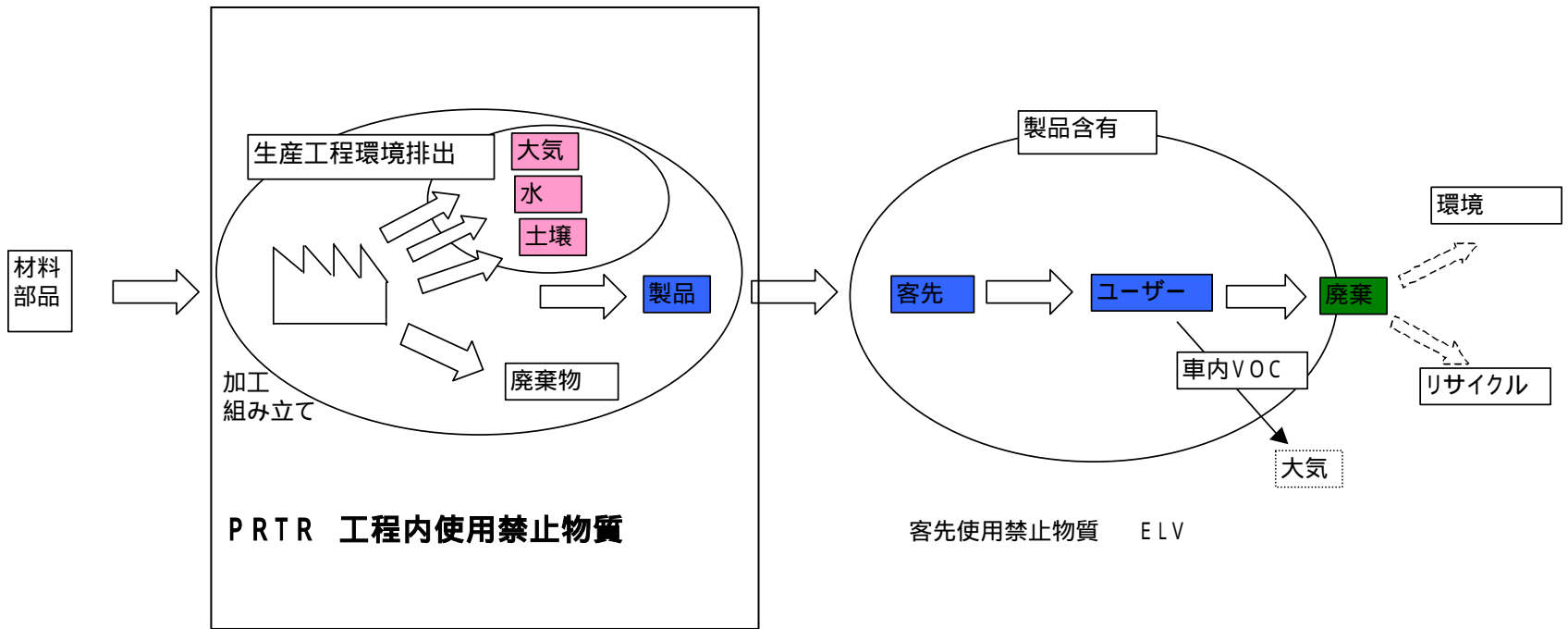


新規納入品について

- ・ 工程内使用禁止物質を含むトヨタ管理物質等のPRTR-WORLDシステムへの入力
(登録対象物質リストについては、システム入会者は当システム内より、未入会者は、エコ・リサーチor弊社窓口へご請求下さい)
- ・ 禁止物質含有品の納入禁止(除外有)

工程内使用環境排出と製品含有の違い



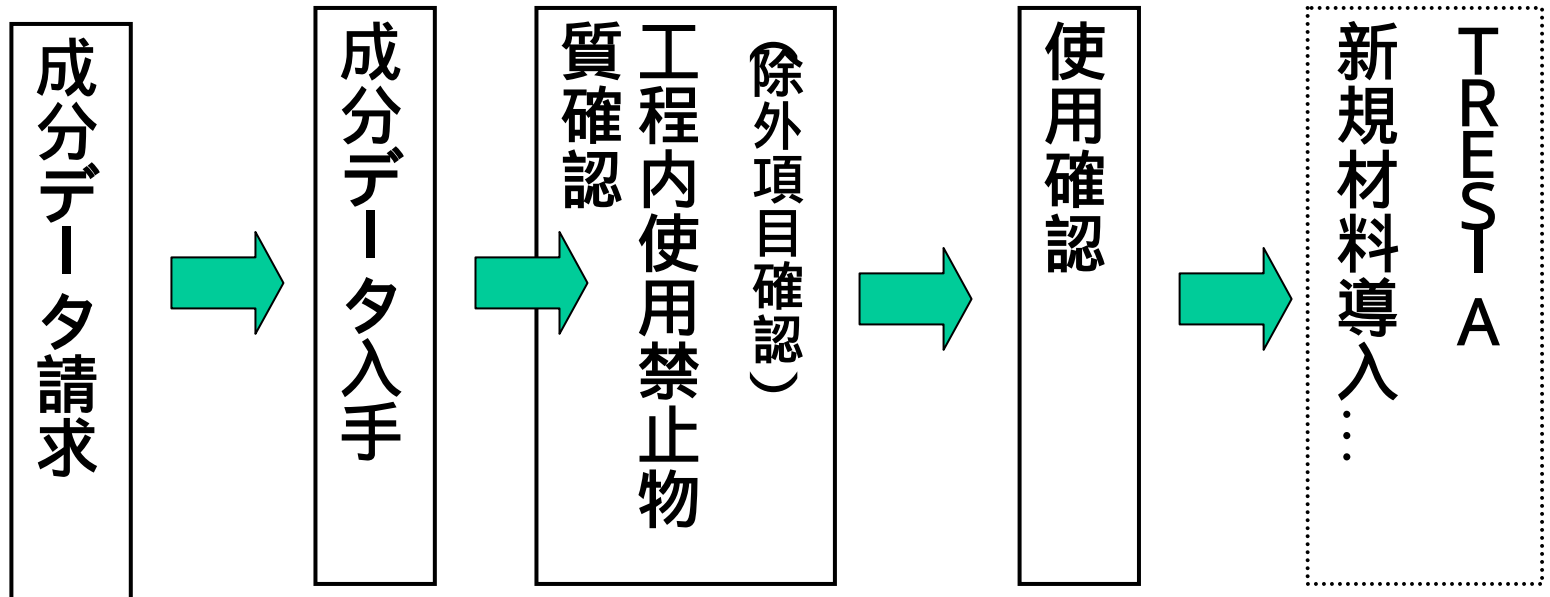
工程内使用物質の定義と適用範囲

- 対象品が生産工程中で物性変化する場合を含み、大気・水域・(土壌)に放出されると思われるもの。
- 社内で使用するすべての原材料・副資材に適用する。
- 生産関連以外(事務用品、分析、実験)は除外とする。

対象品 (例)

- ・ 常温で気体か、(フロン類) 大気中に放散されるもの(アスベスト類)
- ・ 工程中で、熱などにより気化するか(例:ジクロロベンゼン、ベンゼン、フェノール)
 溶融するもの(樹脂類)
- ・ 常温で液体か、工程中で、水または溶剤に溶解するもの(トリアルキルスズ化合物、有機水銀化合物、無水フタル酸)

新規購入時の社内業務フロー



お願い事項

- **禁止物質含有品の納入 / 売込み禁止**

工程内使用禁止物質含有有無確認 及びPRTR-WORLDへの入力

問い合わせ先

施設環境部 環境管理室 「工程内環境調査窓口」
(澤田)

Mail: process.eco@exc.tokai-rika.co.jp

TEL:0587-95-9002(内3950)